

令和 6 年 7 月 1 9 日

保護者の皆様

呉市立明徳中学校
校長 荒森 圭子

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時の
対応について（お知らせ）

平素から、皆様におかれましては、本校の教育活動の推進に御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

このたび、呉市教育委員会から、熱中症対策を強化するため、気候変動適応法の改正が行われ、これまでの「熱中症警戒アラート」を熱中症警戒情報として法に位置づけ、さらに一段上の「熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」といいます。）」が新たに創設された旨の通知がありました。

「熱中症特別警戒アラート」の概要は、次のとおりです。

	熱中症特別警戒アラート
位置付け	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 ＜過去に例のない広域的な危険な暑さを想定＞
発表基準	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35℃に達すると予測される場合
発表時間	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)

「熱中症特別警戒アラート」の発表時には、学校として次のように対応します。

- (1) 暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、これまでどおり、運動を屋外・屋内を問わず中止します。
- (2) 行事等においては、適切な熱中症対策が取れていることを確認し、適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討をします。
- (3) 「熱中症特別警戒アラート」発表時に改めて関係機関から連絡される具体的な対応を行います。

今後も、基本的な熱中症対策（水分を十分に取り、生活リズムを整える（睡眠、朝食等）、帽子をかぶる、健康観察）の徹底を図って参りますので、御家庭におかれましても、熱中症対策につきまして、御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。